

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第29号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年徳島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例の規定による災害警備等手当の内払とみなす。